

平成 25 年 3 月 28 日

日本の障がい者スポーツの将来像(ビジョン)

～ 活力ある共生社会へ ～

公益財団法人 日本障害者スポーツ協会

はじめに

(公財)日本障害者スポーツ協会は、1965 年から半世紀にわたり、厚生労働省をはじめとする行政や民間団体の支援の下、関係団体と連携して日本の障がい者スポーツの振興を進めてきました。

日本の障がい者スポーツを牽引する立場から、このたび当協会は、これまでの歴史や直面する現状と課題等を踏まえ、障がい者スポーツのさらなる発展を目指して、「日本の障がい者スポーツの将来像(ビジョン)」を策定しました。

このビジョンは、日本の障がい者スポーツの将来あるべき姿と、それを実現するための具体的施策について、国際的な動向を鑑み、当協会としての思いや考え方をまとめたものです。ビジョンの各施策については、そのほとんどが当協会単独では実行できないことから、今後このビジョンを関係各方面に説明し、必要な調整をはかりつつ、広く社会の共通認識が得られるようにしていきたいと考えます。

各施策実行に必要な人材・資金等の問題は、各施策を具体的に進めていくにあたっての課題と認識して、関係省庁・団体・機関との連携・協働による検討を行う中で対処していきたいと考えます。

また、ビジョンの着実な実行をはかるために、2020 年・2030 年の目標を掲げ、アクションプランを作成し、PDCAを徹底していく考えです。

こうした点に留意し、当協会としては初めてとなるビジョンの策定とその実行を通じて、障がいのある人のスポーツ環境を整え、日本の障がい者スポーツの発展、ひいては活力ある共生社会の創造を実現していけるよう、新たな決意を持って取り組んでいく所存です。

ビジョンの策定の背景

1. 半世紀の歴史

わが国の障がい者スポーツは、1964年の東京オリンピックの直後に開催された東京パラリンピックを契機に、身体障がい者の更生援護施策の一環として振興がはじまりました。その後、関係者の努力や福祉法の整備、国の経済的な発展等に支えられながら、市民スポーツや競技スポーツの普及へと、着実な進展を遂げてきました。一方で、競争社会の激化や医・科学・技術の進歩、少子高齢化等により、労働災害や交通事故による障がい者が減少したものの、障がいの重度化・重複化や高齢化をはじめ、精神障がい者が増加するなど、時代の変化に伴い障がいの種類、程度や年齢層も変化し、スポーツも多様化してきました。

国際的にも、この間、アジア太平洋諸国の障がい者スポーツの活動をリードするなど相応の貢献をしてきましたが、急速な経済発展とこれに伴う国力の向上、民生安定化などを背景とした新興国や途上国における障がい者スポーツの発展、先進国に見られる計画的・重点的なスポーツ振興策の実施などの動きの中で、わが国の障がい者スポーツの国際社会に占める地位は、パラリンピックにおけるメダルの数のみならず、あらゆる面で相対的に低下傾向にあると考えざるを得ません。

2. スポーツ基本法の施行

2011年8月に施行されたスポーツ基本法では、障がいのある人を含めて、すべての国民のスポーツ権が明文化されるとともに、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進する方針が示されました。

そしてスポーツ基本法の理念の具現化に向け、国・地方公共団体・スポーツ団体等の関係者が一体となって、総合的にスポーツ施策を推進していくための指針となる、スポーツ基本計画が2012年3月に策定されました。

スポーツ基本計画においては、「年齢・性別・障がいの有無等を問わず、広く人々が関心・適性等に応じてスポーツに参画できる環境を整備すること」が基本的な政策課題とされ、中長期的に取り組むべき具体策が示されました。

3. ロンドンの教訓

2012年ロンドンパラリンピックから多くの教訓を得ました。先進的な英国における障がい者スポーツ発展の現状、急速に進んでいる諸外国の競技レベルの向上、そして、障がい者スポーツに対する国際的な関心の高まりなど、改めてわが国としての課題を認識させられる機会となりました。この教訓を生かして今後の施策を推進していく必要があります。

4.2020年東京オリンピック・パラリンピック招致

2020年東京オリンピック・パラリンピック招致を目指し、スポーツ界をはじめ、政界や財界など国を挙げて取り組んでいるところです。招致を成功させるためにも、さらには開催決定後における2020年を目標にした諸々の活動を効果的に進めていくためにも日本の障がい者スポーツのビジョンをみんなで共有する必要があります。

このような背景を踏まえ、今こそすべての関係者が共通の認識の下にこれまでの取り組みを総点検し、時代の変化に適応し、関係者が改革の気概を持ち続け、絶えることのない革新を推し進めることが障がい者スポーツの未来へ繋がります。

現在から未来へ向け、日本の障がい者スポーツのビジョンを明らかにするとともに、ビジョン実現のための計画的・具体的な方策を明確な目的意識と長期的展望のもとに策定することが不可欠であると考えます。

障がい者スポーツの理念

スポーツは障がいのあるなしにかかわらず、すべての人にとって基本的権利であることを共通認識として、すべての障がい者がスポーツに参加できるように環境を整備し、障がい者スポーツの普及、振興を進め、競技力の向上を図るとともに、国民の障がい者スポーツに対する理解を深め、「文化としてのスポーツを享受できる社会」、「スポーツを通じた活力ある社会」、「人にやさしい共生社会」を創造します。

1.一人ひとりの個性を尊重する

人には一人ひとり貴い個性があり、様々な障がいも個性の一つです。分け隔てなく一人ひとりの個性が尊重される、人にやさしい共生社会をめざします。

2.スポーツの価値はすべての人に共通するもの

身体を動かすことは、健康を維持したいという欲求を満たすために不可欠なことです。またスポーツは、仲間との交流を通じた所属の欲求や承認の欲求を満たします。すなわち、適正な手段や強度によるスポーツの実践は、人間の基本的欲求を満たすとともに、健全な発育発達や体力の向上を促し、心身の健康を保持増進させます。さらにスポーツは、社会の一員として的人格形成に寄与します。このようにスポーツの価値は、障がいのある人も、ない人もすべての人に共通するものです。

3.すべての障がい者がスポーツの価値を享受できる

障がいは、大きく身体・知的・精神の3つに分けられ、さらに身体障がいは、肢体不自由・視覚・聴覚・内部に分けられます。障がいの種類や程度に応じた配慮がなされ、すべての障がい者がスポーツの価値を享受できる社会の実現をめざします。

4. スポーツを通じて障がい者の社会参加を広げる

障がいのある人にとってスポーツは、全人類に共通するスポーツの価値に加え、心身のリハビリテーション効果を促進させ、就学や就業の促進等、社会参加を後押しする大きな役割があります。

障がいのある人が、スポーツによって社会生活への適応力を高め身近な地域でみんなと共にスポーツを楽しみ、一方で国際的なスポーツ競技大会で多くの日本選手が活躍する、そのような総合的にバランスのとれた、障がい者スポーツ先進国と言える日本でありたいと考えます。

5. 活力ある社会を創造する

障がい者のスポーツを発展させるためには、スポーツを普及・拡大する(裾野を広げる)取り組みと、競技力の向上をはかる(山を高くする)取り組みを好循環させる必要があります。そしてこの好循環による障がい者スポーツの発展を通じて、活力ある社会を創造(木を繁らせる)します。

6. スポーツ施策を一元的に推進する

障がいのあるなしにかかわらず、同等にスポーツの振興をはかることがスポーツ基本法の理念であり、スポーツ行政の一元化とともに、スポーツ関係者の連携・協力体制を整え、スポーツ施策を一元的に推進する社会をめざします。

障がい者スポーツの将来像(ビジョン)

1. 障がいのある人たちが、障がいの種類や程度、さらにはライフステージに応じて、身近な地域でみんなと一緒に日常的にスポーツを楽しめる、「生涯スポーツ」の環境が整備された社会を実現します。
2. 様々な障がい者スポーツ競技が盛んに行われ、全国的・国際的な各種競技大会が国内で定期的開催されるとともに、国際競技力が向上し、多くの日本選手が世界で活躍できる、「競技スポーツ」の発展した社会を実現します。
3. 生涯スポーツ、競技スポーツの発展の好循環を通じて、ハード・ソフトのバリアフリー化が進み、障がい者の社会参加拡大、地域社会における人々の絆、ひいては国民の連帯意識の強化など、活力ある社会を実現します。
4. 障がい者スポーツに関わる国際機関で多くの人材が活躍し、また、アジアをはじめ途上国の障がい者スポーツを支援するなど、国際社会の発展に貢献し、先進国としての国際的責任を果たします。
5. スポーツ施策の一元的推進体制の下、国を挙げて障がい者スポーツの振興に取り組むため、行政・企業・学校・諸団体・国民等との強い連携協力体制を実現します。

2020 年 目 標

2030 年目標を達成する過程で、東京オリンピック・パラリンピック開催を目指す 2020 年までに、次の目標を達成します。

1. パラリンピックの国別金メダルランキングにおいて、夏季(2020)で世界トップ 10 に、冬季(2022)で世界トップ 5 になる。
2. パラリンピック競技、デフリンピック競技やグローバル競技大会の競技(知的障がい者の競技)は、日本で国際大会が開催されている。
3. わが国から国際パラリンピック委員会をはじめ聴覚や知的の国際スポーツ統括団体の執行役員や国際障がい者競技団体で活躍する競技運営役員(審判、クラス分け、技術役員など)を輩出する。
4. 障がい者スポーツが社会に認知され、企業によるオフィシャルスポンサーへの参加を現在(2013 年)の 2 倍に増加させ、また、日本代表選手の 80 パーセント以上が企業等からアスリート支援を受けている。
5. 中央競技団体の半数以上が法人化(専従職員の配置など)され、または健全者団体との強力な連携などにより、団体の自主的な運営が行われている。
6. 全国の市区町村の半数以上で、障がいのある人が参加できるスポーツ事業などが企画され、恒常的に実施されている。
7. 身近な地域のスポーツ現場で指導・支援している障がい者スポーツ指導者が、全国で 30,000 人いる。
8. 全国の都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会の半数以上が法人化され、地元行政・体育協会・スポーツ施設・学校・スポーツクラブ等関係団体との連携を深め、障がい者スポーツの振興が進められている。

2030年目標

2030年までに、スポーツを通じて人にやさしい共生社会を実現するために、次の目標を達成します。

1. パラリンピックの国別金メダルランキングにおいて、夏季(2028)で世界トップ 5 に、冬季(2030)で世界トップ 3 になる。
2. パラリンピック実施各競技は、毎年国際大会が開催されている。デフリンピック競技やグローバル競技大会などの競技については、定期的に国際大会が実施されている。
3. わが国から国際パラリンピック委員会をはじめ聴覚や知的の国際スポーツ統括団体の責任ある執行役員や国際障がい者競技団体に活躍する競技運営役員(審判、クラス分け、技術役員など)を数多く輩出する。
4. 障がい者スポーツが社会に認知され、企業によるオフィシャルスポンサーの参加を現在(2013年)の3倍に増加させ、また、日本代表選手の100パーセントが企業からアスリート支援を受けている。
5. すべての中央競技団体が法人化(専従職員の配置など)され、または健常者団体との強力な連携などにより、団体の自主的な運営が行われている。
6. 全国のすべての市区町村で、障がいのある人が日常的にスポーツを楽しむ環境が整い、地域の一員としてスポーツ事業に参加している。
7. 身近な地域のスポーツ現場で指導・支援している障がい者スポーツ指導者が、全国で50,000人いる。
8. 全国の都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会が法人化され、地元行政・体育協会・スポーツ施設・学校・スポーツクラブ等関係団体との連携を深め、障がい者スポーツの振興が進められている。

ビジョンを実現するための JSAD/JPC の取り組み

1. スポーツ施策の一元化

(1) 身体運動の重要性の理解の促進

スポーツ・健康関係団体と連携して、身体運動が障がいの有無に関わらず、すべての人々にとって重要であることを啓発する。

(2) スポーツ行政の一元化

スポーツ・健康関連団体と連携して、スポーツ庁(省)創設について、政府への働きかけを行う。

(3) スポーツ団体の連携

障がい者スポーツのさらなる振興のため、健常者と障がい者のスポーツ関係団体・競技団体の連携強化を図る。

(4) 都道府県におけるスポーツ関係団体の連携支援

県協会が中心となり、指導者協議会と協働し、県内の行政機関やスポーツ関係団体との連携を推進し、県内の障がい者スポーツの振興を図る。

(5) 障がい者スポーツの学術的振興

大学や学術団体と協働し、障がい者スポーツを学術的な視点から研究する人材を養成するとともに、選手強化や用具開発等の研究機関となるように推進する。

(6) 学校教育の中での理解の促進

小・中学校において、障がい者スポーツを通じた障がい者の理解促進を図る学習機会を設けるとともに、障がい児が体育授業を受けられるような環境整備を国に働きかける。

2. 障がい者スポーツの振興体制の整備

(1) 都道府県・指定都市障がい者スポーツ協会の組織運営の支援

JSAD に障がい者スポーツ協会加盟制度を創設し、各県協会の組織運営を支援するとともに、障がい者スポーツ協会が行政機関と連携して組織運営を推進できるように働きかける。

(2) 障がい者スポーツ指導者の育成と活動の場の拡充

障がいの変化やスポーツを取り巻く環境の変化に対応できる指導者を育成し、関係団体と連携し、活動できる場を拡充する。

(3) 障がい者スポーツセンターとの連携

障がい者スポーツセンターと連携を深め、障がい者スポーツに対する振興体制を構築する。

(4) 総合型地域スポーツクラブ設立支援

総合型地域スポーツクラブに障がい者が参加できるプログラム及び設立支援を推進する。

3. 障がい者スポーツの普及・振興

(1) 全国障害者スポーツ大会の内容充実

主催者および関係競技団体による検討委員会を定期的を開催し、実施競技・種目などの検討を進める。また、開催地において障がい者スポーツ啓発事業を実施し、国民の理解促進を推進する。

(2) スポーツイベントの開催

県協会、県指導者協議会及び競技団体など関係者と連携し、県内の障がい者が気軽にスポーツに参加できるスポーツイベントを継続的に開催し、スポーツの日常化を進める。

(3) スポーツ施設のバリアフリー化推進

スポーツ施設のバリアフリー化を促し、障がい者が気軽に利用できる仕組みを構築できるように働きかける。

(4) 重度障がい者、高齢障がい者等のスポーツ参加の促進

重度障がい者、高齢障がい者が安全に参加できるスポーツの調査・研究を行い、誰もがスポーツに参加できる環境整備を推進する。

4. 国際競技力の強化

(1) JPC の強化体制の整備

JPC の組織強化をはじめ、強化部会や各サポート体制を強化し、選手タレント発掘やコーチ制度など競技力向上につながる事業を企画・立案する。

(2) 強化事業の実施

JPC の強化体制を整備し、選手タレント発掘やコーチ制度など競技力向上につながる事業を推進する。

(3) 強化環境の整備

障がい者アスリートが高度なトレーニングができるように、ナショナルトレーニングセンターの設置を見据え、広域及び地域における強化環境を整備する。

(4) 国際競技大会の開催

国内で国際大会を積極的に開催し、世界トップのアスリートやチームとの対戦により選手強化を図る。

(5) 加盟団体の組織体制の構築支援

各競技団体の法人化や専従事務員雇用・事務所設置、または健常者団体との強力な連携など、各団体の組織体制構築のための支援を推進する。

(6) 国際貢献による信頼の向上

アジア地域や世界に貢献し、パラリンピックムーブメントを推進することで、国際機関の役員に選出されるよう努める。

5. 障がい者スポーツの国民理解の促進

(1) 広報媒体の充実と活用

国内外の情報を集め、インターネットや書籍をはじめ各媒体を通じて効果的に発信する。

(2) 広報事業の実施

国民の理解促進を目的としたスポーツ体験会や選手との交流会などの事業を実施する。

(3) マスメディアとの連携

映像、画像及び競技レポートなどの広報素材を充実させ、マスメディアとの連携により、テレビ放映や新聞掲載の増加を図る。

6. 障がい者スポーツの支援体制の充実

(1) アスリートへの支援

「アスリート支援プログラム」を創設し、企業による現役アスリートの支援及び引退後のセカンドキャリア支援を促進する。

(2) 女性アスリートへの支援

女性特有の健康や環境などの課題の解決を図り、女性が安心してスポーツ活動を継続できるよう支援する。

(3) ジュニア・アスリートの育成のための支援プログラム

「ジュニア・アスリート育成支援プログラム」を創設し、障がいのある子供たちがスポーツに出会い、アスリートになるための支援活動を促進する。

(4) サポーターズクラブによる支援

幅広く障がい者スポーツを応援する「サポーターズクラブ」を設置し、希望する企業及び個人を募集し、それぞれにあった支援プログラムを実施する。

7. 財政基盤の充実・安定化

(1) マーケティング戦略の推進

マーケティング戦略を検討し、メリットを創出するとともに、計画的かつ効果的な資金獲得に努める。

(2) 活動資金の安定確保

長期計画にあった資金計画を立て、国庫補助金、公的資金、民間資金の安定確保に努める。

(3) スポンサー制度の充実

専門家による「オフィシャルスポンサー制度」の見直しを行い、マーケティング戦略に基づき、協賛企業の拡充に努める。

8. 協会の組織体制の強化

(1) JSAD事務局体制の強化

事務局体制を見直し、効率よく業務が行われるように人員を増員し、組織力の向上を推進する。

(2) JSAD機能の強化

JSAD 各専門委員会や部会の役割を見直し、必要な委員会を新設し、JSADの機能強化に努める。

(3) 職員研修等の充実

職員の資質向上に係る研修等を実施する。